

[事案 2023-229] 死亡保険金等支払請求

・令和 6 年 7 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

被保険者の死亡が責任開始期前であることを理由に、死亡保険金が支払われなかったことを不服として、死亡保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 12 月に申し込み、第 1 回保険料を支払った団体保険について、以下の理由により、令和 5 年 2 月の被保険者の死亡に対する死亡保険金および遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 令和 4 年 12 月に第 1 回保険料相当額を支払い、令和 5 年 1 月に保険証券を受領していることから、契約は成立しているので、責任開始期は令和 4 年 12 月となる。
- (2) 募集人は、受領した最初の保険料は令和 5 年 4 月分と言うが、そのような記載はどこにもない。更改契約なら 1 回目の保険料は 4 月に申込口座から自動振替されるはずである。設計書、申込書控え、重要事項説明書、約款等のどこにも、本契約が令和 5 年 4 月からの更改契約であるとの記載や更改元契約情報の記載はない。
- (3) 保険会社は、責任開始期は 40 年前に加入した更改元契約の約款が適用されるとしているが、更改契約である本契約の約款が適用されないのは理解できないし、約款の意味がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、更改元契約より更改により引き継がれる契約のため、責任開始期は令和 5 年 4 月であり、被保険者死亡日は責任開始期前であることから、死亡保険金請求対象外である。
- (2) 更改契約ならば、1 回目の保険料は 4 月に申込口座から自動振替されるはずであるとの主張には根拠がなく、申立人の推測であると思われる。
- (3) 本契約は、健康状態を告知せず、無選択で加入できることについて、更改元契約の約款規定が適用される以上、責任開始期についても更改元契約の約款が適用される。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。